

徳島県科学技術憲章 （案）

令和 3 年 月

徳島県

1 改定にあたって

本県では、我が国の大きな変革期となる2020年を見据え、産・学・民・官が一体となって科学技術の振興に取り組むための「羅針盤」として、平成26年（2014年）10月に「徳島県科学技術憲章」を制定し、県民総ぐるみによる科学技術施策の展開を図り、少子高齢化や過疎化など、地域課題の解決に努めてきたところです。

しかしながら、依然として、深刻な「人口減少」に歯止めがかからず、「災害列島」とも言われる、自然災害は激甚化・頻発化の一途をたどっており、南海トラフ巨大地震への備えや医療や介護、農林水産分野における担い手不足の解消、2050年温室効果ガス実質ゼロなど、様々な経済的、社会的課題への対応に加え、「第3の国難」である「新型コロナウイルス感染症」の拡大による影響が続いており、まさに「未知の世界」への対応が求められています。

こうした中、コロナ禍を受け、テレワークやオンライン授業、遠隔診療など、リモート化やデジタル化の急速な進展により、新たな価値観が生まれ、「ニューノーマル」と呼ばれる大きな社会変革が起きており、また、この変化に伴い、2020年7月以降、東京都の人口が減少傾向になるなど、地方への移住者が増加し、東京の人口流出が続く、「分散型国土」の形成に向けた流れが生まれてきています。

本県では、これまでも全国に先駆け、全国屈指の光ブロードバンド環境を活かした「サテライトオフィス」の誘致、消費者庁の「本庁機能」を有する恒常的拠点である「消費者庁新未来創造戦略本部」の設置、また、徳島大学をはじめ県内高等教育機関による「地方創生人材教育プログラム」に取り組むとともに、全国7団体の一つに選定された「地方大学地域産業創生交付金」を活用した、「次世代LED」による修学・就業機会の創出と産業の振興を図り、新しい人の流れを呼び込むことに積極果敢にチャレンジしてきたところであり、まさに今こそ、この流れを本格化させ、徳島が魅力ある修学・就業の場としてその受け皿となるチャンスです。

「3つの国難」を克服し、ニューノーマルに対応した「新次元の分散型国土」を形成するためには、さらなる「科学技術」の積極的な活用を図ることにより、官民挙げての「デジタル・トランスフォーメーション」の実装と「デジタルデバイド」対策による「デジタル社会」の構築と、環境関連分野のデジタル化による「グリーン社会」の実現を加速させることが不可欠です。

また、2025年には、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとした「大阪・関西万博」の開催が予定されており、「SDGs」の達成に向け、新たな技術やシステムを実証する未来社会の実験場として、人類共通の課題解決策を世界に発信するとともに、本県の技術力を「ショーケース」として世界にアピールする絶好の機会です。

このようなことから、改めて10年後の2030年を見据え、「ものづくり」、「地域づくり」、「環境づくり」、「ひとづくり」の4つの目指すべき徳島の姿を描き、今後における「取組の方向性」を明確化させ、「徳島の未来」を切り拓くための「新たな羅針盤」として、「徳島県科学技術憲章」を改定し、「持続可能な社会」の実現に向け、これまで以上に県民総ぐるみにより、「科学技術」の振興を加速させて参ります。

2 憲章の位置づけ

この憲章の位置づけは、次のとおりとします。

- (1) 本県の科学技術の振興における針路を示すもの
- (2) 科学技術の振興について、県の責務を定めるとともに、産・学・民がそれぞれの役割を認識することにより、各主体が連携して科学技術の発展に取り組む機運を醸成するもの

3 基本理念

本県における科学技術の振興は、次に掲げる事項を基本として進めることとします。

- (1) あらゆる人々に身近な存在である「開かれた科学技術」を目指すこと
- (2) 未来を切り拓く役割を担う「次代の科学技術者」の育成に取り組むこと
- (3) 産・学・民・官の叡智を結集させ、世界に発信・展開できる「新たな価値」の創出を目指すこと
- (4) 本県ならではの「地域資源」と「強み」を活かした科学技術の展開により、地域課題の解決を推進すること
- (5) 科学技術が正しく利活用される社会づくりに取り組むこと

4 目指すべき針路

本県における科学技術について、その「目指すべき」方向性を次のとおり定めます。

- (1) 本県の有する「進取の気質」を發揮した時代をリードする「徳島発」の科学技術の展開
- (2) 「逆境（ピンチ）」を「好機（チャンス）」へ変える「課題解決」型のイノベーションの創出

5 取組の方向性

2030年を見据え、本県の「目指すべき姿」を描き、その実現に向け、県民総ぐるみにより「未来技術」を活用した科学技術の振興に取り組むことで、地域課題の解決や希望に満ちた「とくしま」づくりに貢献します。

(ものづくり)

(1) 地域の強みとイノベーションの融合により、持続的に経済発展が進む「とくしま」

IOTやAIなどを活用したものづくりや農林水産業の生産性の向上、LEDや糖尿病研究の世界的研究拠点など、本県の強みを活かしたイノベーションの創出により、地域産業が発展し、新たな価値を持続的に創造する地域社会を実現します。

(地域づくり)

(2) 安全安心で、健康で活力とゆとりがあり、豊かに暮らせる「とくしま」

南海トラフ巨大地震をはじめとする災害時におけるリアルタイムな情報共有システムの構築や、遠隔医療システムやロボットなどによる医療、福祉、介護の包括的な連携などが図られた、誰もが健康で安心して暮らせる地域社会を実現します。

(環境づくり)

(3) 環境に優しいライフスタイルや社会経済システムが調和した「とくしま」

地球温暖化による気候変動に対し、自立・分散型エネルギー、水素エネルギーの普及拡大や、農林水産物の適応品種の開発など、「緩和策」と「適応策」を適切に講じることで、「グリーン社会」を推進し、持続可能な地域社会を実現します。

(ひとづくり)

(4) 未来を切り拓き、イノベーションを支える人材が育ち、集う「とくしま」

幼い頃から科学技術に親しみ、学ぶ機会を積極的に提供するとともに、「GIGAスクール構想」により、創造性を育む教育ICT環境の充実や教育ツールの「デジタル化」を推進することで、未知の事象を主体的に解決する力を備えた人材が育ち、集う地域社会を実現します。

6 県の責務

県は、「3 基本理念」「4 目指すべき針路」「5 取組の方向性」(以下「基本理念等」とします)に基づき、国、市町村と緊密な連携を図りつつ、次のとおり科学技術に関する施策を推進する責務を担います。

- (1) 産・学・民・官の連携を促進し、共同研究や知見の相互提供・利用を活発化
- (2) 県民の安全・安心で快適な暮らしを実現するための科学技術の開発を支援するとともに、その成果を積極的に発信し、利活用を促進
- (3) 試験研究機関として、産業界、教育・研究機関及び県民からのニーズに対応した研究開発と支援活動を展開

7 各主体別の役割

各主体は、基本理念等に基づき、それぞれ次に定める役割を担うこととします。

(1) 産業界

- ① 科学技術を活用した地域の課題解決や豊かな県民生活を実現
- ② 先端技術の創出を通じて、地域社会の発展及び徳島から「科学技術創造立国」を牽引
- ③ 製品やサービスの国内外への展開を通じた科学技術の発展、グローバルなビジネスチャンスの拡大及び「とくしまブランド」の世界への発信
- ④ 技術者の育成や技能の継承、他分野との連携による、事業の継続・発展
- ⑤ 安全・安心で「使う人にやさしい」ものづくりのための科学技術の開発・普及の促進

(2) 教育・研究機関

- ① 子どもたちの理系への興味・関心を高める機会や環境の確保
- ② 創造性に溢れ、世界に羽ばたく科学技術分野の人材の育成
- ③ 地域社会や産業界からの課題解決ニーズの把握及び産業化・実用化に向けた科学技術の研究開発
- ④ 倫理観に基づく確かな研究成果や知見を通じて、あらゆる県民が科学技術に慣れ親しみ、理解を深める機会の提供

(3) 県民

- ① 世代を問わず日頃から科学技術への関心を持ち、知識を身に付けるとともに、相互に学び合い、その知識を高めること
- ② 誰もが日常生活の中で、健康の維持増進や製品・サービスの品質等への適切な評価、自然災害への備え、環境の保全などに、科学技術に関する知識を活用すること
- ③ 快適で、より豊かな生活を実現するため、くらしに密着した科学技術を利活用すること

8 推進体制

- (1) 「拳県一致」による科学技術の振興を図ることを目的とし、総合的な施策の方向性等について検討及び提言を求めるため、「徳島県科学技術県民会議」を設置します。
- ① 「徳島県科学技術県民会議」には、下部組織として、県民会議における議題に関し、分野別の専門的議論を深めるため、「産業・経済」、「健康・医療」、「食料・環境」、「教育・共生」からなる4つの「専門部会」を設置します。
- ② 「専門部会」では、科学技術に関する既存計画との調整を図りながら、本憲章に基づく具体的な目標設定と振興策の検討及びそれらの検証を行います。
- (2) 科学技術の振興に係る県の施策を統括し、各部局の効果的な連携による積極的な施策推進を図るため、「徳島県科学技術推進本部」を設置します。

9 とくしま科学技術月間

科学技術に関し、ひろく県民の関心と理解を深めることにより、本県の科学技術の振興を図るため、「とくしま科学技術月間」を制定し、この期間中に科学技術関連行事を実施します。

- (1) 期間
「とくしま科学技術の日（10月31日）」が属する1か月間とします。
- (2) 行事
科学技術功労者の表彰、試験研究機関の公開、シンポジウム、講座等の開催、科学技術に関する資料の公表等、科学技術振興に係る行事を全県的に実施します。

10 顕彰制度

科学技術に関する研究開発、理解増進等に顕著な成果を収めた者を顕彰し、科学技術に携わる者全体の意欲の向上を促進することによって、本県の科学技術の発展及び振興を図ります。

(1) 対象

- ① 高度な研究開発能力を有する若手研究者
- ② 優れた創意工夫により職域における技術の改善向上に貢献した者
- ③ 豊かな着想による優れた科学研究に取り組んだ児童・生徒
- ④ 科学技術の裾野を広げる取組みを実践している者・団体
- ⑤ その他、科学技術の発展・振興に関し、顕著な功績を挙げた者・団体

(2) 表彰時期

「とくしま科学技術月間」の期間内において実施します。

11 附則

(1) 本憲章は、平成26年10月7日より施行します。

(2) 本憲章は、令和3年 月 日より施行します。